

## 漁業制度資金金利一覧表

令和元年(2019年)12月18日以降

### (1) 漁業近代化資金

(単位:%)

資金の種類		漁業者 (個人施設)			漁協等 (共同利用施設)		
		基準金利	利子補給率	末端金利	基準金利	利子補給率	末端金利
1号資金 漁船	総t数20t未満の 漁船	1.50 (1.30)	1.30 (1.10)	0.20	0.95	0.75	0.20
	総t数20t以上 130t未満の漁船	1.50 (1.30)	1.25 (1.05)	0.25	0.95	0.75	0.20
2号資金 漁船漁具保管修理施設等		1.50 (1.30)	1.30 (1.10)	0.20	0.95	0.75	0.20
3号資金 漁場改良造成用器具等		1.50 (1.30)	1.30 (1.10)	0.20	0.95	0.75	0.20
4号資金 漁具等		1.50 (1.30)	1.30 (1.10)	0.20	—	—	—
5号資金 水産動植物の種苗の購入 等		1.50 (1.30)	1.30 (1.10)	0.20	—	—	—
6号資金 漁村環境整備施設		—	—	—	0.95	0.75	0.20
7号資金 農林水産大臣特認資金		1.50 (1.30)	1.30 (1.10)	0.20	0.95	0.75	0.20

表中( )内は、農林中央金庫直貸によるもの。

### (2) 漁業経営維持安定資金

(単位:%)

資金の種類	基準金利	利子補給率	末端金利
以西底びき網漁業(漁業法第五十二条第一項の指定漁業を定める政令(昭和38年政令第6号)(以下「指定漁業を定める政令」という。)第1項第2号に掲げる漁業をいう。)又は近海かつお・まぐろ漁業(指定漁業を定める政令第1項第9号に掲げる漁業のうち総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船によるもの以外のものをいう。)	1.50	0.80	0.70
上欄に規定する業種以外の業種	1.50	1.30	0.20